

難波宮跡整備計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡難波宮跡附法円坂遺跡の保存整備と活用のあり方について、基本的な構想の立案及び具体的な計画の検討を行うため、難波宮跡整備計画委員会(以下、委員会という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は15名以内で構成し、委員は学識経験者、有識者の中から委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再委嘱はこれを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

5 委員会は、議事に関し特別に必要なと認めるときは、委員以外の者に対して、説明その他協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。